

平成 20、21 年度
中期目標の達成状況報告書
(別添資料)

平成 22 年 6 月
筑波大学

目 次

資料 1-1	大学院共通科目の開設状況・科目例	1
資料 1-2	T A 予算配分状況	2
資料 1-3	大学教員業績評価指針	3
資料 1-4	平成 21 年度大学教員業績評価 実施者数及び表彰者数	7
資料 1-5	筑波大学学生奨学金制度 「つくばスカラシップ」に関する要項	8
資料 2-1	「国立大学法人筑波大学の組織及び 運営の基本に関する規則施行規程」抜粋	10

別添資料 1 - 1

大学院共通科目開設状況

19年度の開設状況(試行)	
開設カテゴリー	19年度科目数
(1) 生命・科学倫理関係科目	6科目
(2) 知的財産関係科目	3科目
(3) 一般科目	16科目
(4) 大学院外国語科目	2科目
(5) 大学院体育	3科目
合計	30科目

20, 21年度の開設状況		
開設カテゴリー	20年度科目数	21年度科目数
(1) 生命・環境・研究倫理	6科目	6科目
(2) 研究マネジメント力養成	5科目	5科目
(3) 情報伝達力・コミュニケーション養成	8科目	9科目
(4) キャリアマネジメント	5科目	5科目
(5) 大学院生としての知的基盤形成	10科目	10科目
(6) 心身基盤形成	3科目	8科目
(7) 大学院生に履修を推奨する科目	11科目	10科目
合計	48科目	53科目

21年度大学院共通科目例

生命・環境・研究倫理

科目番号	授業科目	単位	開講学期	曜時限	開設担当研究科	開講日
01ZZ001	応用倫理	1	1	集中	生命環境科学研究科	2009. 07. 02, 03
01ZZ002	生命倫理学	1	2	金 6	人間総合科学研究科	—
01ZZ003	環境倫理学概論	1	3	集中	生命環境科学研究科	2009. 12. 03, 04
01ZZ004	研究倫理	1	1	集中	生命環境科学研究科	2009. 5. 09, 16
01ZZ005	企業技術者の倫理	2	1	集中	システム情報工学研究科	2009. 7. 09, 10, 17, 24, 25
01ZZ006	「分析・操作の対象としての人間」と「人格としての人間」	1	1	集中	人文社会科学研究所	2009. 7. 01, 12

(本学 hp <http://www.tsukuba.ac.jp/education/g-courses/h21kyoutsuukamoku.html> より抜粋)

別添資料 1 - 2

TA 予算配分状況

区分	19 年度	20 年度	21 年度
TA 予算総額	130,000 千円	150,000 千円	150,000 千円
(内訳)			
学群共通科目	12,600 千円	14,800 千円	22,200 千円
大学院共通科目	0 千円	840 千円	1,260 千円
研究科分	117,400 千円	134,360 千円	126,540 千円

大学教員業績評価指針

平成21年5月21日
教育研究評議会決定

国公立を問わず大学を取り巻く情勢は厳しさを増すとともに、その一方で人材の育成や研究成果の創出など、社会の大学に対する期待は高まっており、大学は従来にも増して、教育研究の質を向上させることにより、これらの状況に対処していかなければならない。

また、厳しい財政状況のもと、教育研究活動に必要な資金を安定的に確保していくためには、その活動の成果を社会に対して適切に説明していく必要がある。

教育研究の質の向上と社会への説明責任という二つの要請を満たしていくためには、大学教員(以下「教員」という。)が自らの活動を自己点検・評価することによってその水準を絶えず改善・高度化するとともに、活動成果を広く社会に公開していかななくてはならない。

以上の考え方に基づき、大学における教育研究が、個々の教員の自主的・創造的活動に基礎を置くものであることを十分踏まえた上で、それにふさわしい大学教員業績評価制度を導入する。

1. 評価の目的

上記の基本的な考え方に則り、本学の評価の目的は、次のとおりとする。

- (1) 教員自らが自身の活動を客観的に分析し、活動の改善・質の向上を図る。
- (2) 教員の活動に対する正当かつ積極的な評価による処遇への反映やインセンティブの付与
- (3) 評価結果の分析を通じた大学や各組織における施策への反映
- (4) 国立大学法人としての社会への説明責任を果たす。

2. 評価の原則

- (1) 評価は、教員自らが自身の活動実績を自己点検・評価することを通じて行う。自己評価の妥当性については、第三者による評価において確認するものとする。
- (2) 自己点検・評価に当たっては、第三者が確認できる、可能な限り客観的な情報を用いることとし、そのため「筑波大学研究者情報システム (TRIOS)」、「筑波大学教育情報システム (TWIN S)」、「筑波大学財務会計システム (FAIR)」等 (以下「TRIOS等という。」) のデータベースを活用するものとする。
- (3) 特に優れた取組や成果はより高く評価し、課題点は改善を促すエンカレッジ型の評価とする。

3. 評価対象、実施組織及び実施体制

- (1) 評価対象
評価の対象となる教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教で、常勤の者とする。
- (2) 評価実施組織
 - ① 評価の実施組織は、大学院博士課程研究科 (以下「研究科」という。) とする。ただし、人間総合科学研究科においては「人間」、「体育」、「芸術」及び「医学」の4つの分野をそれぞれ実施組織とする。
 - ② 評価結果については、研究科長が責任を負うものとする。
 - ③ 研究科長は、評価の実施に当たっては、専攻・学系、学群・学類等の特性に十分配慮するものとする。
 - ④ 研究科長は、附属病院、センター、附属学校等が主たる勤務場所である教員の評価については、当該教員の職務状況が反映されるよう十分配慮し、勤務場所となる組織の長等から意見を聴くなど適切な措置を講ずるものとする。
 - ⑤ 大学本部等において勤務する教員にあっては、評価を担当する副学長が実施する。
- (3) 実施体制
 - ① 部局等評価委員会
 - (ア) 評価の実施組織ごとに部局等評価委員会を置き、以下の事項を所掌する。
 - a) 当該実施組織の「大学教員の業績評価方針」及び「大学教員の業績評価基準」(以下「評価

- 方針」という。) 並びに評価方針に基づく評価項目の策定、公表
- b) 教員の自己点検・評価結果に係る評価の実施及びSS(極めて優れた活動内容)評価候補教員の選定
 - c) 当該組織における評価結果の具体的活用方策、評価を通じた組織の活性化の方策の検討及び部局長への提案
 - d) その他当該組織の評価の実施に関する事項
- (f) 部局等評価委員会には、専攻長及び学系長並びに学群教育の責任者として学群長、学類長等が参画するものとする。
- (g) 部局等評価委員会は、附属病院、センター及び附属学校の業務に従事する教員の活動に十分配慮し、評価方針の策定及び評価に当たっては、当該組織の長等の意見を聴くなど適切な措置を講ずるものとする。
- ② 全学評価委員会
- (f) 教育研究評議会の下に、全学評価委員会を置き、部局等評価委員会の委員長等をもって構成する。
- (g) 全学評価委員会は、次の事項を所掌する。
- a) 評価システムの全学的な企画・運用に関する事項
 - b) SS 評価教員の認定
 - c) 評価結果についての不服申立の審査
 - d) 評価結果の公表
 - e) 評価を通じた全学的な教育研究活動の活性化につなげる施策の検討
 - f) その他全学的な評価に関する事項
- ③ 評価企画室
- 評価企画室は、評価の実施に関し、次の事項を所掌する。
- a) 評価システムの全学的な企画・運用に関する原案の作成
 - b) 評価結果の集約及び集計・分析
 - c) 評価に関する情報の集約・提供
 - d) その他全学評価委員会が所掌する事項に関し、必要な事項
- ④ 学外者の参画
- 部局等評価委員会及び全学評価委員会において、評価の透明性、公平性を担保するため、必要に応じて、学外者を評価委員として参画させることができる。

4. 評価領域、評価項目及び評価期間

- (1) 評価領域
- 「教育」、「研究」及び「社会貢献・学内運営」の3領域とする。
- なお、附属病院、センター、附属学校の業務に従事する教員については、上記領域にそれぞれ「診療」、「センター」又は「附属学校」を加えた4領域とする。
- (2) 評価項目
- 全学共通の評価項目は、「大学教員業績自己点検・評価票(別紙様式1)」(以下「評価票」という。)のとおりとする。併せて、研究科は、その特性に応じて評価項目を追加することができる。
- (3) 評価期間
- ① 評価は、前年度分の活動について、毎年度全学一斉に実施する。ただし、活動期間が複数年にわたる場合は、当該活動の全体を踏まえた評価とする。
 - ② 評価実施年度の4月1日時点において、本学の職員に採用されて1年を経過していない者であっても、本人の希望により当該年度に評価を受けることができる。

5. 評価の手順

評価は、各教員が TRIOS 等に入力した活動データ等を参考に、自身の活動を客観的に振り返る自己点検・評価を基本として実施する。

具体的な手順は、次のとおりとする。

- (1) 教員は、自己点検・評価に先立ち、前年度の活動実績について TRIOS に入力を行う。
- (2) 研究科長は、部局等評価委員会の定めた評価単位(専攻、学系等をいう。以下同じ。)ごとに、氏名、職員番号を記載した「評価対象教員リスト」を作成のうえ、評価企画室へデータにて提出する。
- (3) 評価企画室は、「評価対象教員リスト」で示された評価単位別に、TRIOS 等のデータを集計し、「教

員別データ票（別紙様式2）」（以下「データ票」という。）を作成する。

- (4) 評価企画室は、データ票とともに評価票を研究科長を通じて各教員に配布する。
- (5) 教員は、部局等評価委員会の定めた評価方針に基づき、データ票に記載されたデータ等を勘案し、自己点検・評価を行い、評価票へ必要事項を記入の上、研究科長に提出する。
- (6) 部局等評価委員会は、評価を実施し、領域ごとの SS 評価候補教員を選定するとともに、各評価票に、必要なコメントを付し、それらの結果を研究科長へ報告する。
- (7) 研究科長は、教員へ評価結果の通知を行うとともに、全学評価委員会に対して、領域ごとの SS 評価候補教員について推薦を行う。
- (8) 全学評価委員会は、推薦された SS 評価候補教員の中から、領域ごとに SS 評価教員を認定し、その結果を研究科長及び学群長へ通知するとともに、学長に報告する。

6. 評価の方法、結果の通知等

(1) 評価の基準

- ① 教員が自己評価を行う際に用いる評価の段階
 - S（平均水準を大きく上回っている）
 - A（平均水準を上回っている）
 - B（平均水準の活動内容である）
 - C（平均水準を下回っている）

② 「平均水準」の考え方

ア) 教育領域

授業時間数や指導学生数等の定量的数値を勘案し、教員の所属する教育組織が求める教育活動を適切に遂行していることをもって「平均水準」とする。

イ) 研究領域

論文数や外部資金受入状況等の定量的数値を勘案し、教員の専門分野に係る研究活動が、国内外の学界における平均的な水準であることをもって「平均水準」とする。

ウ) 社会貢献・学内運営領域

評価対象者の職階に応じた役割、所属組織からの要請等を勘案し、教育研究以外の業務を適切に遂行していることをもって「平均水準」とする。

③ 部局における基準の策定と周知

部局等評価委員会は、評価の実施に当たって、「平均水準」の考え方を踏まえ、当該部局における評価基準を定め、評価対象の教員へ周知するものとする。

④ 全学評価委員会が認定する評価

SS（極めて優れた活動内容である）

(2) エフォート率

教員の全活動時間に占める各領域の活動時間の割合をエフォート率で表し、百分率で記入する。ただし、エフォート率は、教員個々の活動への時間配分を知るために設定した参考指標であり、この記入内容は評価において考慮しないものとする。

(3) 教員による自己点検・評価の方法

- ① 教員は、自身の活動状況について、部局等評価委員会の定めた評価方針に基づき、データ票に記載されたデータ等を勘案し、領域ごとに自己点検を行い、評価票に記入する。
- ② 評価票への記入要領は、別に定める。

(4) 部局等評価委員会による評価の方法

- ① 部局等評価委員会は、評価票に記載された自己点検・評価結果について、評価方針に基づいて検証し、評価票の所定欄に、改善に資する助言や意見その他必要なコメントを付した上で研究科長に報告する。
- ② 部局等評価委員会は、S 評価に相当する活動と認める教員の中から、特に優れた教員を領域ごとに選定し、SS 評価候補教員として研究科長に報告する。
- ③ 部局等評価委員会は、評価の過程において、必要に応じて、教員個々の意見を聴く機会を設けるものとする。
- ④ 研究科長は、報告を受けた SS 評価候補教員について、全学評価委員会に推薦する。

(5) 全学評価委員会による評価の方法

全学評価委員会は、SS 評価候補教員として推薦された者の中から、特に優れた取組や活動を行っていると思われる教員を、領域ごとに SS 評価として認定し、その結果を研究科長及び学群長に

通知するとともに、学長に報告する。

(6) 通知、対話、報告等

- ① 研究科長は、部局等評価委員会より報告された結果を、教員個人に対し適切な方法で通知する。
- ② 研究科長は、優れた活動を行っている教員には、その活動の一層の向上を図るよう奨励し、当該活動に係る意見、要望等を聴取する機会を設けるものとする。
- ③ 活動状況に問題がある教員又は正当な理由なく評価票を提出しない教員には、適切な指導及び助言等によって改善を促すものとする。
特に、評価結果を教員の活動成果の向上につなげるためには、評価者と評価対象の教員との対話が重要であることに鑑み、研究科長又は研究科長が指定する者（専攻長等）は、評価結果について、当該組織における教育研究環境の改善を含め、当該教員と十分な対話に努めるものとする。
- ④ 研究科長は、部局等評価委員会より報告された評価結果及び教員個人に対して行った奨励、指導及び助言等の内容について、評価企画室長を通じ、学長に報告するものとする。

7. 不服申立て

- (1) 教員は、評価票に付された部局等評価委員会からのコメント内容について疑義がある場合は、研究科長に対して説明、修正等を求めることができる。
- (2) 研究科長は、教員からの求めに応じて、部局等評価委員会と協議の上、当該コメントを付すに至った理由、根拠等を示し、必要に応じてコメントの修正、削除等の措置を行い、教員に対して書面で回答するものとする。
- (3) 教員は、研究科長の回答について、さらに不服がある場合は、全学評価委員会に対して不服申立てを行うことができる。
- (4) 全学評価委員会は、教員から不服申立てがあった場合、研究科長及び部局等評価委員会の意見を聴いた上で、不服の妥当性についての審査及び必要に応じて教員業績評価の再評価を実施し、その結果を最終結果として、不服申立てを行った教員及び研究科長へ通知するものとする。
- (5) 不服申立てに係る様式については、別に定める。

8. 評価結果の活用及び公表

- (1) 評価結果は、次のように活用するものとする。
 - ① 教員個人が今後の教育・研究等の質の向上・改善を図るための指標とする。
 - ② 全学、部局等において、組織運営等の改善のための資料とする。
 - ③ 研究科長が勤勉手当及び昇給について判断するための参考資料のひとつとする。
 - ④ その他評価結果の活用方法は、適正な手続きを経て、全学、部局等において、別に定めることができる。
- (2) 評価結果は、社会への説明責任の確保の観点から全学評価委員会において公表する。公表内容は、各研究科の評価結果を全学で取りまとめ集計したもの及びその分析結果のみとし、教員個人の評価結果は公表しない。
- (3) 評価票から取得した教員個人の評価情報を閲覧できる者は、職務上の必要がある者に限定し、次のとおりとする。
 - ① 評価対象の教員が所属する研究科の長及び当該研究科の長が指定する者
 - ② 評価対象の教員の評価を実施する部局等評価委員会の委員及び当該委員会事務担当者
 - ③ 評価企画室長、室員及び評価企画室事務担当者
 - ④ 全学評価委員会委員
 - ⑤ 学長及び副学長

9. 評価システムの絶えざる改善

大学教員業績評価は、その実施により教員個人の活動の質の向上に資するとともに、大学全体の活動の一層の活性化や改善が図れるよう、その実施結果について分析し、大学・部局の運営にフィードバックしていかなければならない。そのため、全学評価委員会を中心に、評価による効果の検証や中期目標・中期計画等を踏まえつつ、不断に改善を重ね、よりよい評価システムの構築を目指すこととする。

別添資料 1 - 4

平成 21 年度大学教員業績評価実施者数及び表彰者数

評価実施者数(人)

評価実施者 (A)					評価未実施者 (B)	実施率
教授	准教授	講師	助教	その他	休職者、途中退職者等	(B) / (A) + (B)
579	493	358	96	5		
計 1,531					計 54	96.6%

学長表彰者数(人)

教授	准教授	講師	助教	計
14	2	2	0	18

学長表彰領域 (延べ人)

教育	3
研究	8
社会貢献・学内運営	7
診療・センター・附属学校	2
計	20

別添資料 1-5

筑波大学学生奨学金制度「つくばスカラシップ」に関する要項

平成21年12月2日
学 長 決 定

(趣旨)

第1条 この要項は、筑波大学（以下「本学」という。）の学生が安心して勉学に専念できる環境を確保するとともに、本学の国際化の一層の推進を図ることを目的とした学生奨学金制度「つくばスカラシップ」（以下単に「つくばスカラシップ」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、「つくばスカラシップ」とは、本学の外国人留学生（本学において教育を受ける外国人留学生のうち、学群学生、大学院学生及び研究生をいう。以下同じ。）に対する経済支援、学生の海外留学支援及び学生の緊急時における学資支援のための奨学金を支給する制度をいう。

(奨学金の性格)

第3条 つくばスカラシップの奨学金は、返還を要しないものとする。

(奨学金の種類等)

第4条 つくばスカラシップの支援区分、奨学金の種類及び支給対象者は、次の表のとおりとする。

支援区分	奨学金の種類	支給対象者
留学生支援	留学生支援奨学金	本学に在学する外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、他の奨学金の支給を受けていないもの
	学群英語コース留学生支援奨学金	国際化拠点整備事業（グローバル30）に基づき学群に設置された英語による授業のみで学位が取得できる教育課程に入学する外国人留学生で、入学者選抜時の成績、人物ともに優れ、他の奨学金の支給を受けていないもの
海外留学支援	交換留学支援奨学金	学群又は大学院の正規課程に在学し、本学と海外の大学等との間で締結された協定に基づき当該大学等に3ヶ月以上1年以内の間派遣される学生その他別に定める要件に該当するもの
	短期海外研修支援奨学金	学群又は大学院の正規課程に在学する者で、本学が海外の大学等と協力して実施する短期研修プログラムに参加を許可されたものその他別に定める要件に該当するもの
緊急支援	緊急支援奨学金	学群又は大学院の正規課程に在学する者で、主たる学生の学資負担者の死亡等により家計が急変し、修学が困難になったものその他別に定める要件に該当するもの

(奨学金の支給額)

第5条 奨学金の支給額は、奨学金の種類に応じて次の表のとおりとする。

奨学金の種類	支給額
留学生支援奨学金	① 学群学生にあつては、月額6万円を最大1年間支給 ② 大学院学生にあつては、月額8万円を最大1年間支給

学群英語コース留学生支援奨学金	支給額に応じて、Ⅰ種又はⅡ種に区分する。 ① Ⅰ種にあつては、渡航費10万円及び月額10万円を入学年度に限り支給 ② Ⅱ種にあつては、渡航費10万円及び月額6万円を入学年度に限り支給
交換留学支援奨学金	月額8万円を留学期間に応じて支給
短期海外研修支援奨学金	10万円を限度として支給
緊急支援奨学金	一律20万円を支給

(奨学金の申請)

第6条 奨学金を希望する者は、別に定める申請書等を学長に提出するものとする。

(奨学生の決定)

第7条 奨学金の支給を受ける学生（以下「奨学生」という。）の選考は、前条の申請書等に基づき、別に定める選考基準により学生を担当する副学長（第12条において「担当副学長」という。）が行う。

- 2 奨学生の決定は、前項の選考に基づき、学長が行う。
- 3 前項の奨学生の決定に当たっては、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

(奨学金の支給方法等)

第8条 奨学金は、奨学生が指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むものとする。

(奨学金の支給停止等)

第9条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を停止するものとする。

- (1) 休学したとき。
- (2) 長期にわたり欠席したとき。
- (3) その他別に定める事由に該当するとき。
- 2 学長は、前項の規定により奨学金の支給を停止された者について、その理由が消滅し、本人が願ひ出たときは、奨学金の支給を再開するものとする。

(奨学生の決定の取消し等)

第10条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の決定を取り消すものとする。

- (1) 奨学生が虚偽の申請その他の不正な手段により奨学金の支給を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、奨学金を受けるにふさわしくないと認められたとき。
- 2 学長は、前項の事由が生じたときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させるものとする。
- 3 学長は、奨学生が退学その他の事由により支給対象者の資格を失ったときは、奨学金の支給を打ち切るものとする。

(事務)

第11条 つくばスカラシップに関する事務は、学生部学生生活課及び国際部留学生交流課が行う。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、つくばスカラシップの実施に関し必要な事項は、担当副学長が別に定める。

附 記

この要項は、平成21年12月2日から実施する。

別添資料 1 - 6

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（抜粋）

（最先端研究開発支援プログラム研究組織）

第34条 第30条の事業費を措置することにより専ら研究を行う教育研究組織として、最先端研究開発支援プログラム研究組織を置く。

2 最先端研究開発支援プログラム研究組織の名称、研究課題及び設置期間は、次の表のとおりとする。

名称	研究課題	設置期間
サイバニクス研究コア	健康長寿社会を支える最先端人支援技術に関する研究開発	平成22年3月10日から平成26年3月31日まで
分子行動科学研究コア	高次精神活動発現の分子基盤の解明とその制御法の開発	平成22年3月10日から平成26年3月31日まで

3 最先端研究開発支援プログラム研究組織の資金は、独立行政法人日本学術振興会に設立された先端研究助成基金から助成される経費による。

（最先端研究開発支援プログラム研究組織の長）

第35条 最先端研究開発支援プログラム研究組織に、その長を置き、学長が任命する。

2 最先端研究開発支援プログラム研究組織の長は、教授をもって充てる。

3 最先端研究開発支援プログラム研究組織の長は、当該研究組織の業務に従事する職員を監督する。

4 最先端研究開発支援プログラム研究組織の長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。

5 最先端研究開発支援プログラム研究組織の長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

（最先端研究開発支援プログラム研究組織サポートチーム）

第36条 次の表の左欄に掲げる最先端研究開発支援プログラム研究組織に、その業務を処理するため、それぞれ同表の右欄の最先端研究開発支援プログラム研究組織サポートチームを置く。

最先端研究開発支援プログラム研究組織の名称	最先端研究開発支援プログラム研究組織サポートチームの名称
サイバニクス研究コア	サイバニクス研究コアサポートチーム
分子行動科学研究コア	分子行動科学研究コアサポートチーム

2 最先端研究開発支援プログラム研究組織サポートチームは、第34条第2項に掲げる研究課題に関連した研究開発（法人におけるものに限る。）に関する事務を処理することができる。

3 最先端研究開発支援プログラム研究組織サポートチームに研究支援統括を置き、学長が任命する。

4 研究支援統括は、最先端研究開発支援プログラム研究組織の長の命を受け、所掌業務を処理する。